

## ○障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱

平成 12 年 4 月 1 日施行

改正	平成 15 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 21 年 6 月 1 日	平成 25 年 4 月 30 日
	平成 27 年 5 月 1 日	平成 30 年 7 月 1 日

### 1 目的

この事業は、訪問介護（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 8 条第 2 項に定める「訪問介護」をいう。以下同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護（法第 8 条第 16 項に定める「夜間対応型訪問介護」をいう。以下同じ。）又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下、「訪問介護等」という。）を利用する低所得者のうち、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していただけた者等に対し、法施行に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、保険給付による訪問介護等の利用者負担額の一部を助成し、もって高齢者及び障害者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、八王子市とする。

### 3 対象利用者

(1) この事業の対象利用者（以下「対象者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 51 号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額が 0 円となっている者であって、平成 18 年 4 月 1 日以降に次のいずれかに該当することとなった者とする。

ア 65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していただけた者であって、65 歳に達したことで介護保険の対象となった者

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの者

(2) 所得状況の確認

毎年 8 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

### 4 助成の範囲

居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の訪問介護等に係る利用者負担額の 10 割の額を助成（利用者負担を全額免除）できるものとする。

なお、介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

### 5 対象者の決定

- (1) この助成を受けようとする者は、八王子市長（以下「市長」という。）に対し、その旨申請しなければならない。
- (2) 市長は、(1)により申請があった場合には、3に定める対象者であるか否かを調査し、速やかに決定のうえ通知するものとする。
- (3) 市長は、(1)による申請者が、当該事業の対象者と認められる場合には、訪問介護等利用者負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）を交付するものとする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、(3)の交付を行うことができる。
- (5) (2)に規定する通知は、市長が必要と認めるときは、(3)の交付をもってかえることができる。

## 6 助成の方法

この助成を受けようとする対象者は、指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援事業者を含む。）及び指定訪問介護事業者（基準該当訪問介護事業者を含む。）等に対し、居宅介護支援及び訪問介護等を受ける際、減額認定証を提示するものとする。

## 7 届出義務

対象者は、氏名又は住所を変更したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

## 8 譲渡又は担保の禁止

この要綱による助成を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

## 9 助成費の返還

偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。